

水戸市電気自動車用充電設備更新等業務
プロポーザルに関する質問への回答
(水戸市総合運動公園及び水戸市立競技場 共通)

No.	質問内容	回答
1	水戸市総合運動公園及び水戸市立競技場のプロポーザルは個別案件としてそれぞれの申込が必要であると理解しているが、納税証明書等もそれぞれ原本が必要か。	実施要領 7 (3 ページ) のとおり、「【様式 3】会社概要書」「決算書」及び「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書」は 1 業者 1 部の提出で可とします。
2	急速充電器 1 基の設置の記載となっているが、2 基以上の設置は可能か。	仕様書 3 (4) のとおり、新規で設置する電気自動車用充電設備は、一基 (一口) です。
3	充電器の設置場所は、お客さんは 24 時間使用できるのか。	施設の管理上、充電器の利用時間は 8 時 30 分から 17 時までです。
4	実施要領 8 (2) エ 「参加申込者を特定することができる内容 (社名等) を記述しない」とあるが、企画提案書の正本も社名を記述しないてよいのか。	企画提案書の正本も社名を記述しません。選定委員会において企画提案書に目を通した際に、参加申込者を特定する内容があると、公平な審査ができなくなる可能性があるからです。